

札幌市告示第 1177-2 号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第4項の規定により、平成29年札幌市告示第530号で形質変更時要届出区域に指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について指定を解除する。

指定を解除する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和3年（2021年）2月25日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市南区白川 1814 番地 43 の一部
- 2 特定有害物質
 - (1) 法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質
水銀及びその化合物
砒素及びその化合物
ほう素及びその化合物
鉛及びその化合物
 - (2) 法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質
なし
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（掘削除去）